

東北地方太平洋沖地震を教訓とした
地震・津波対策に関する専門調査会
第7回会合

津波避難対策に関する法律、 防災基本計画について

1. 地震防災対策特別措置法 (p1)
2. 津波対策の推進に関する法律 (p2～3)
3. 防災基本計画 (p4～5)

地震防災対策特別措置法 (平成七年法律第百十一号)(抜粋)

(想定される地震災害等の周知)

第十四条 都道府県は、当該都道府県において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならない。

2 市町村は、当該市町村において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならない。

平成18年3月31日公布・施行(一部4月1日施行)

津波対策の推進に関する法律 (平成二十三年法律第七十七号)(抜粋)

(津波対策を推進するに当たっての基本的認識)

第二条 津波対策は、次に掲げる津波に関する基本的認識の下に、総合的かつ効果的に推進されなければならない。

(略)

二 津波は、その発生に際して国民が迅速かつ適切な行動をとることにより、人命に対する被害を相当程度軽減することができることから、防潮堤、水門等津波からの防護のための施設の整備と併せて、津波避難施設(津波により浸水すると想定される地域における一時的な避難場所としての機能を有する堅固な建築物又は工作物をいう。以下同じ。)の着実な整備を推進するとともに、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、防災思想の普及等を推進することにより津波及び津波による被害の特性、津波に備える必要性等に関する国民の理解と関心を深めることが特に重要であること。

(地域において想定される津波による被害の予測等)

第六条 都道府県及び市町村は、地形、土地利用の現況その他地域の状況及び津波に関する最新の知見を踏まえ、津波により浸水する範囲及びその水深その他地域において想定される津波による被害について、津波の規模及び津波対策のための施設の整備等の状況ごとに複数の予測を行い、その結果を津波対策に活用するよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、前項の予測の内容について、津波により浸水するおそれのある地域の土地利用の現況の変化、津波に関する最新の知見等を踏まえて、適宜、適切な見直しを行うよう努めなければならない。

3 国は、都道府県及び市町村が第一項の予測及びその結果の津波対策への活用を適切に行うことができるよう、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施等)

第七条 国及び地方公共団体は、第五条第二項の調査研究の成果等を踏まえ、国民が、津波に関する記録及び最新の知見、地域において想定される津波による被害、津波が発生した際にとるべき行動等に関する知識の習得を通じ、津波が発生した際に迅速かつ適切な行動をとることができるようになることを目標として、学校教育その他の多様な機会を通じ、映像等を用いた効果的な手法を活用しつつ、津波について防災上必要な教育及び訓練、防災思想の普及等に努めなければならない。

(地域において想定される津波による被害についての周知等)

第八条 都道府県及び市町村は、地震防災対策特別措置法第十四条第一項及び第二項の規定により津波により浸水する範囲及びその水深を住民に周知するに当たっては、第六条第一項の予測の結果を活用するとともに、印刷物の配布のほか予測される被害を映像として住民に視聴させること等を通じてより効果的に行うよう努めなければならない。

(津波からの迅速かつ円滑な避難を確保するための措置)

第九条

(略)

2 都道府県及び市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、これを公表するよう努めなければならない。

3 第一項の措置を講ずる場合及び前項の計画を定める場合には、高齢者、障害者、乳幼児、旅行者、日本語を理解できない者その他避難について特に配慮を要する者の津波からの避難について留意しなければならない。

(津波対策のための施設の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、津波対策に係る施設の整備等においては、次の事項に特に配慮して取り組むよう努めなければならない。

(略)

五 津波避難施設の指定の推進

2 国及び地方公共団体は、津波により浸水するおそれのある地域において、公共施設等(津波からの防護を直接の目的として整備するものを除く。)を整備しようとするときは、当該地域における一時的な避難場所としての機能その他の津波に関する防災上の機能を備えたものとなるよう配慮しなければならない。

附 則

(検討)

第二条 政府は、速やかに、津波避難施設が津波により浸水すると想定される地域における一時的な避難場所としての機能をより効果的に発揮することができるよう、その適切な配置、構造及び規模並びに運用の方法、津波避難施設への迅速かつ円滑な移動の確保のために必要な措置等の検討を踏まえ、津波避難施設、津波避難施設への避難路及び誘導のための設備等の整備の促進を図るために必要な財政上及び税制上の措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、東日本大震災の検証等を踏まえ、津波対策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

防災基本計画(平成20年2月中央防災会議決定) 抜粋

第4章 津波対策

第1節 災害予防

1 災害に強い国づくり, まちづくり

○国〔国土交通省, 農林水産省〕及び地方公共団体は, 海岸堤防(防潮堤), 防潮水門等海岸保全施設, 防波堤等港湾施設及び漁港施設, 河川堤防等河川管理施設の整備を実施するとともに, 地震発生後の防御機能の維持のため, 耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。特に, 地震発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うため, 水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図る。

○国, 地方公共団体及び関係機関は, 津波による被害のおそれのある地域において構造物, 施設等整備する場合, 津波に対する安全性に配慮するものとする。

○国及び地方公共団体は, 津波による危険が予想される地域について, 津波に対する避難場所, 避難路の整備を図るものとする。特に, 周囲に高台等がない地域では, 堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める必要がある。

○国及び地方公共団体は, 津波防災性の高い交通基盤施設やヘリポート, 防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策等津波に強い地域づくりの推進に努めるものとする。

○国〔環境省〕及び地方公共団体は地盤沈下対策として地下水汲み上げの規制を実施するものとする。

2 津波警報等の迅速な実施と伝達のための備え

○気象庁は, 迅速な津波警報等の実施のため, 地震及び津波観測, 解析, 通信等の体制及び施設, 設備の充実を図る。また, 国及び地方公共団体は, 迅速な津波警報等の伝達のため, 伝達体制及び通信施設, 設備の充実を図るものとする。

○国及び地方公共団体は, 沖合を含む, より多くの地点における津波即時観

測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表するものとする。

3 国民に対する啓発

- 特に津波については、個人の避難行動が重要であることから、国及び地方公共団体は、津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法等を住民及び船舶等に対し広く啓発するものとする。
- 地方公共団体は、避難に適切な場所、避難路を指定するとともに、統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど日頃から周知しておくものとする。さらに、高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。
- 地方公共団体は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水予測地図等を作成するとともに、当該浸水予測図に基づいて避難地、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るものとする。また、国〔内閣府等〕は、津波の危険性のある区域において、浸水予測図や、津波避難計画の作成支援、津波ハザードマップ作成マニュアル等の普及促進により、津波ハザードマップの作成支援を行うものとする。
- 国、地方公共団体は、防災週間等を通じ、積極的に津波防災訓練を実施するものとする。

第2節 災害応急対策

1 災害発生直前の対策

- 気象庁は、地震の発生後迅速に津波の可能性を判定、津波警報等を実施するものとする。国、地方公共団体及び放送事業者等は、津波警報等を迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客などの観光客、船舶等に伝達するものとする。
- 地方公共団体は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報を覚知した場合直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際、対象者に漏れなく、災害時要援護者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。
- 地方公共団体は水防団等を出動させ、防潮水門を閉鎖するほか住民等を海浜から避難させるなど、緊急対策を行うものとする。